

2025 年 8 月 25 日
北海道電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第18条第4項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（2025年10月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）および附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
定額電灯				
需要家料金				
1 契約につき	93.50		8.50	
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	131.48	(2.82)	11.96	(0.26)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	245.39	(5.64)	22.33	(0.51)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	473.18	(11.28)	43.06	(1.03)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	700.98	(16.92)	63.79	(1.54)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,156.57	(28.20)	105.24	(2.56)
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	578.30	(14.10)	52.63	(1.28)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	425.55	(8.43)	38.73	(0.77)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	778.49	(16.84)	70.84	(1.53)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	389.25	(8.43)	35.43	(0.77)
従量電灯A				
最低料金				
1 契約につき最初の9キロワット時まで	427.95	(10.76)	38.97	(0.98)
電力量料金				
上記をこえる1キロワット時につき	35.69	(0.34)	3.25	(0.03)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
従量電灯 B				
基本料金				
契約電流10アンペア	418.00	(15.40)	38.00	(1.40)
契約電流15アンペア	627.00	(23.10)	57.00	(2.10)
契約電流20アンペア	836.00	(30.80)	76.00	(2.80)
契約電流30アンペア	1,254.00	(46.20)	114.00	(4.20)
契約電流40アンペア	1,672.00	(61.60)	152.00	(5.60)
契約電流50アンペア	2,090.00	(77.00)	190.00	(7.00)
契約電流60アンペア	2,508.00	(92.40)	228.00	(8.40)
電力量料金				
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35.69	(0.34)	3.25	(0.03)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41.98	(0.34)	3.82	(0.03)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45.70	(0.34)	4.16	(0.03)
最低月額料金	427.95	(10.76)	38.97	(0.98)
1 契約につき				
従量電灯 C				
基本料金				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	418.00	(15.40)	38.00	(1.40)
電力量料金				
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35.69	(0.34)	3.25	(0.03)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41.98	(0.34)	3.82	(0.03)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45.70	(0.34)	4.16	(0.03)

(注) () 内には, 特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
臨時電灯 A				
1 日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	13. 51	(0. 25)	1. 23	(0. 02)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	27. 04	(0. 51)	2. 46	(0. 05)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	27. 04	(0. 51)	2. 46	(0. 05)
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	270. 41	(5. 03)	24. 59	(0. 46)
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	270. 41	(5. 03)	24. 59	(0. 46)
臨時電灯 B				
基本料金				
契約電流10アンペアにつき	457. 49	(16. 94)	41. 59	(1. 54)
電力量料金				
1 キロワット時につき	50. 23	(0. 37)	4. 57	(0. 03)
臨時電灯 C				
基本料金				
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	457. 49	(16. 94)	41. 59	(1. 54)
電力量料金				
1 キロワット時につき	50. 23	(0. 37)	4. 57	(0. 03)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
公衆街路灯 A				
需要家料金				
1 契約につき	82.50		7.50	
電灯料金				
10ワットまでの 1 灯につき	125.98	(2.82)	11.46	(0.26)
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	234.39	(5.64)	21.33	(0.51)
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	451.18	(11.28)	41.06	(1.03)
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	667.98	(16.92)	60.79	(1.54)
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1,101.57	(28.20)	100.24	(2.56)
100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまでごとに	550.80	(14.10)	50.13	(1.28)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	402.45	(8.43)	36.63	(0.77)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	738.89	(16.84)	67.24	(1.53)
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	369.45	(8.43)	33.63	(0.77)
公衆街路灯 B				
基本料金				
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	398.31	(19.80)	36.21	(1.80)
電力量料金				
1 キロワット時につき	34.32	(0.34)	3.13	(0.03)
最低月額料金				
1 契約につき	385.16	(9.69)	35.08	(0.88)
低圧電力				
基本料金				
契約電力 1 キロワットにつき	1,413.06	(35.20)	128.46	(3.20)
電力量料金				
1 キロワット時につき	28.95	(0.24)	2.64	(0.02)
臨時電力				
定額制供給の場合				
契約電力 1 キロワット 1 日につき	318.99	(0.07)	28.99	(0.01)
従量制供給の場合				
電力量料金				
1 キロワット時につき	34.66	(0.28)	3.16	(0.03)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
農事用電力		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	852.06 (35.20)	77.46 (3.20)
電力量料金		
1 キロワット時につき	26.30 (0.24)	2.40 (0.02)

(注) () 内には, 特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(2) 附則 3 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) に定める
料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	4,136.81 (34.50)	376.21 (3.14)
1 キロワット	7,109.82 (69.00)	646.62 (6.27)
2 キロワット	13,494.27 (138.30)	1,227.87 (12.57)
3 キロワット	19,878.09 (207.30)	1,808.19 (18.85)
3 キロワットをこえ 1 キロワットを 増すごとに	4,375.22 (69.00)	398.02 (6.27)
30日をこえる 1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	65.59 (1.15)	5.97 (0.10)
1 キロワット	131.17 (2.30)	11.93 (0.21)
2 キロワット	262.37 (4.61)	23.89 (0.42)
3 キロワット	393.54 (6.91)	35.81 (0.63)
3 キロワットをこえ 1 キロワットを 増すごとに	131.17 (2.30)	11.93 (0.21)

(注) () 内には, 特殊変動費等に係る料金を内数として記載